

第1回 大阪市地対財特法期限後の事業等の見直し監理委員会 会議要旨

1 日 時：平成19年2月5日(月) 午前10時～午前12時

2 場 所：市役所 P1(屋上階) 会議室

3 出席者：(委 員) 小野委員、阪井委員、細見委員、松下委員

(大阪市)〈市民局〉

柴崎市民局長、名倉市民局理事、西宇人権室長、西嶋人権施策担当部長

〈健康福祉局〉

下川児童施策部長、落合障害施策部長、松村高齢者施策部長

〈住宅局〉

平田管理部長

〈教育委員会事務局〉

辻本教務部長、白木生涯学習部長

4 議 題

(1) 委員長等の選出

(2) 委員会の公開・非公開の決定

(3) 地対財特法期限後の事業等の見直し状況について

5 議事要旨

(1) 委員長等の選出

阪井委員長、細見副委員長を全会一致で選出

(2) 委員会の公開・非公開の決定

本委員会については原則公開とするが、今回の報告にあたっては、見直しの進捗状況および来年度予算案への反映状況の説明が必要であり、大阪市が来年度予算案を公表していない段階での本日の委員会は非公開とする。ただし、議事概要については公開するものとする。

(3) 地対財特法期限後の事業等の見直し状況について

別添資料1～4に基づき、進捗状況および、平成19年度予算案への反映状況について報告

- ・ 見直し事業について、地域内指定管理施設である、地域老人福祉センター、青少

年会館は条例施設としては廃止

- ・ 26事業を19年度当初までに見直し、5事業を整理・統合する。
- ・ 学校における管理作業員、給食調理員の職員配置の適正化
- ・ 人権保育推進担当保育士の配置見直し
- ・ 暫定措置・19年度以降に見直しを行う事業
- ・ 各事業の見直しに伴って生じる、大阪市人権協会等の職員の雇用問題について
- ・ 未利用地・建物等の使用についての進捗状況
- ・ 青少年会館、地域老人福祉センターの管理運営など、政策的な課題の解消について

(4) 質 疑

委 員：資料1の整合性についての◎、○、◇は序列をつけたように見てしまう。

：◇のところはどういう問題があるのか、美しく整理されてしまうと問題が見えにくくなる。

市 長：全体的に方針通り進めているが、すでに完了しているものが◎、着手しているものが○、まだ着手がそこまでいたっていないものについて◇で書いている。

委 員：昨年11月29日の市長コメントで、施設の利用者や市民の方の要望・意見をいただいたとなっているが、どういう意見がでたのか。

市 長：老人福祉センターでは、方針に反対や、なぜ条例廃止なのかという声のほか、これからどう使っていくのか不安だという声があり、1年間については、暫定措置を実施することとしている。

：青少年会館では、利用者からは反対の署名もあったが、皆さんの協力を得ながら進めていきたい旨を説明している。

委 員：不安にさせないための暫定措置があることを、何回か説明しないと方針が実現しない。

：理念として建物があるということも大事だが、場の磁力も必要。集まってもらえる仕掛けを作っていくということを訴えていくことが大事。

市 長：企画を担ってきた職員を引き上げたり、館の事業がなくなると寂れてしまうのではという不安がある。

：暫定措置の内容説明をしっかり行いたい。

委 員：事業廃止になったのだから、人を引き上げるのは当然である。

施設をどう活かすかということが目的化して、別の議論が出てきているように感じる。

市 長：大阪市が関与しすぎて、人材が育っていなかった。引き上げたあと、自立してやっていたかなければならない。

委 員：人権文化センターにおける解放同盟の事務所移転についての進捗状況・見通し等を教えてほしい。

市：新たに使用許可を行えないということを、各支部に正式な文書でもって通知する。

委 員：土地の問題や事務所の問題は、強い決意を示す象徴的なものである。
期限を切って厳しい姿勢でやっていただかないと、できないものが2・3残ってしまうと今までとかわらない。

市：強い決意で、期限を切って段階を踏みながら進めていく。

委 員：中学校の給食の問題は非常に難しい様に思うが、現状はどうなっているのか。

市：今月中に、校長へのヒアリング等を実施し、今年度末までに昼食の考え方をまとめる。

委 員：大学・高校奨学金が◇になっているのはなぜか。

市：大学・高校奨学金については、一括処理の方針であるが、議案として上程するに際し、個人情報との関係について慎重な取り扱いが必要なので今回（3月の議会）には間に合わない。

委 員：補助金・分担金・貸付金については、全市的な補助金制度見直しの中で検討するとし、積算内容について情報公開するとなっているが、これで許されることになっている感じはないか。

市：全市的な補助金見直しの中間取りまとめが示されたが、府との調整がいるものなど、できていないものがある。21年度までに補助金見直しを市の基準でやっていく。

：情報公開については、積算根拠を含めて詳しい中身でHPで公開している。

委 員：事業の見通しについては、大阪市の方針を明確に打ち出して、市のスタンス・市の誠意がわかる方法を作らないといけない。

：10月10日に大阪市が市の方針を決めたわけだから、本日の意見を重く受け止めていただき、方針どおり実行に移していただきたい。

6 会議資料

- (1) 資料1 地対財特法期限後の事業等の見直し状況について 平成19年2月
- (2) 資料2 地対財特法期限後の事業等の見直し状況について
- (3) 資料3 地対財特法期限後の事業等の見直しについて
- (4) 資料4 地対財特法期限後の事業等の見直しについて（細目）

7 問い合わせ先

大阪市市民局総務担当

電話 : 06-6208-7315

FAX : 06-6202-7073

e-mail : ca0001@city.osaka.lg.jp